

議員提出議案第 2 号

全原発の再稼働の断念を求める意見書提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。

平成 27 年 3 月 24 日提出

提出者 大口町議会議員 江幡 満世志

賛成者 大口町議会議員 吉 田 正

## 全原発の再稼働の断念を求める意見書

福井地裁は2014年5月、原発が抱える本質的な危険を認め、大飯原発の運転差し止めを命じました。

判決文は冒頭、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められる」と指摘し、原発事故には憲法上の権利である生存を基礎とする人格権が極めて広範に奪われる可能性、そうした事態を招く具体的な危険性があり、「差し止めが認められるのは当然」と断じています。

また、「電力供給の安定性、コストの低減につながる」など関電側が挙げる運転再開の理由づけについても、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代が高いか低いかの問題等とを並べて論じる」ことは「法的には許されない」と厳しく批判しています。

さらに、原発稼働がCO2排出削減に資するとの言い分に対し、「福島原発事故はわが国始まって以来最大の公害、環境汚染」「環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違い」と厳しく退けています。

そして判決は最後に、「地震列島日本には原発適地はどこにも存在しない」と断じています。

日本弁護士連合会会長声明は、「国民の生存を基礎とする人格権に基づき、国民を放射性物質の危険から守る画期的判決」と高く評価するとともに、政府には「本判決を受けて、従来のエネルギーを改め、速やかに原子力発電所を廃止し…原子力発電所の立地地域が…自律的發展ができるよう、必要な支援を行うことを強く求める」と要請しています。

NHKは昨年11月、世論調査で、鹿児島県の川内原子力発電所の再稼働について尋ねました。結果は、「賛成」「どちらかといえば賛成」が32%、「反対」「どちらかといえば反対」が57%と多数が再稼働を認めていません。

東京電力福島第1原発の事故から4年、国内にあるすべての原発は運転を停止しているが、需要が集中した夏場も冬場も電力の需要が賄えており、「原発ゼロ」に進む条件がいつそう広がっています。

政府は、原発の再稼働は断念すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月24日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	町村信孝	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
経済産業大臣	宮澤洋一	殿